

## 第773回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成20年4月16日（水）午後2時から  
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

### 1 出席点呼

### 2 開会宣言

### 3 第772回教育委員会会議録の承認について

### 4 第773回教育委員会会議録署名委員の指名

### 5 議 事

- 第1号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について（総務課）
- 第2号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について（教職員課）
- 第3号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について（教職員課）
- 第4号議案 宮城県指定文化財の指定について（文化財保護課）

### 6 課長報告等

- (1) 高校普通科の通学区域に関する請願書について（教育企画室・高校教育課）
- (2) 平成20年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について（特別支援教育室）
- (3) 平成20年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について（高校教育課）
- (4) 平成19年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について（スポーツ健康課）
- (5) 請願の取扱いについて（総務課）

### 7 資 料（配布のみ）

- (1) 平成19年度宮城県学習状況調査・学習意識調査結果について（義務教育課）
- (2) 「宮城県学校改善支援プラン」について（義務教育課）
- (3) 東北歴史博物館特別展「発明王エジソン展」について（文化財保護課）

### 8 次回教育委員会の開催日程について

### 9 閉会宣言

## 第 7 7 3 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 0 年 4 月 1 6 日（水）午後 2 時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，山田委員，佐々木委員，小野寺委員，  
小林教育長

### 4 説明のため出席した者

三野宮教育次長，菅原教育次長，佐藤総務課長，安住教育企画室長，  
氏家参事兼福利課長，安井教職員課長，竹田義務教育課長，  
伊藤特別支援教育室長，高橋高校教育課長，高橋施設整備課長，  
佐々木スポーツ健康課長，後藤生涯学習課長，真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 2 時

### 6 第 7 7 2 回教育委員会会議録の承認について

委員長 ； （委員全員に諮って）承認。

### 7 第 7 7 3 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 ； 山田委員及び佐々木委員を指名。  
； 議事日程は配付のとおり。

## 8 議 事

### 第 1 号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

（説明：教育長）

「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は 1 ページから 5 ページまでとなる。

4 ページの新旧対照表を御覧願いたい。

今回の改正の内容であるが，本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要事項を調査審議するための宮城県教育振興審議会，及び，県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する重要事項を調査審議するための県立高等学校将来構想審議会を設置するための条例が，平成 2 0 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い，教育企画室を主管として，両審議会を規則第 4 0 条の別表第 2 第 2 号に加えるものである。

なお，この規則は，公布の日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

## 第2号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、6ページから9ページまでとなる。

資料の7ページを御覧願いたい。

平成20年4月の教育事務所の再編により、従来の教育事務所の名称及び設置形態等が一部変更になったことに伴い、「校長及び教員の採用手続に関する規則」を一部改正し、この組織改正等に対応するものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

## 第3号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、10ページから14ページまでとなる。

まず、資料の11ページを御覧願いたい。この規則は、職員等の旅費に関する条例に基づき、教育委員会に属する職員等の旅費の支給について必要な事項を定めている。

従来、県内と茨城県土浦市若しくはつくば市又は新潟県新潟市、村上市若しくは佐渡市との間を旅行する場合に新幹線を利用する場合は、本規則第4条第1項第1号の規定により、所属長の承認を必要としてきたところである。

今般、知事部局においては、当該新幹線利用が、一般的になっており、例外なく所属長の承認がなされている現状から、旅費条例第7条本文に該当するとして、今後は、所属長の承認を不要とするため、本規則に相当する知事部局の「職員等の旅費支給規程」第4条第1項第1号を削除する内容の改正がなされたところである。

従って、教育委員会においても、知事部局と同様の改正を行うものである。

次に、第4条第1項第2号から次のページの第4号及び第2項にかけての改正、さらに次のページの第6条第1項第2号の改正であるが、これは、第4条第1項第1号の規定を削除することによる所要の規定の整理を行うものである。

なお、改正後の規則は、公布の日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑)

櫻井委員 12ページの第4条のところ、いままで県内とここに記載している土浦市やつくば市、新潟市、村上市等までの新幹線利用がなぜ場所を指定してそのような手続を必要としていたのかが分からないので教えていただきたい。

教職員課長 教育長説明のとおり旅費条例の本則の中で、旅費の算定については最も経済的な通常の経路及び方法によるとの原則がある。今回記載されている地域においては在来線と新幹線を比較した場合には、経費的には在来線の方が安いという状況になるので、旅費条例の原則とすれば在来線で旅費を支給して下さいという形があると思うが、新幹線や交通網の発達により通常一般的に、社会的にもこのような地域に県内から出張する場合には、新幹線利用の方が妥当であるということで、これまでは例外的な規定として特別に規則の中で規定していたが、実際に社会的にこのようなものを例外的な扱いにする必要はないのではないかとということと、いまの規定上であると必ず承認という作業が必要となるので、実態に合わせるべきとこのことで知事部局と同様の改正をするという主旨である。

櫻井委員 そうすると、今回の改正になるまでは、経済的ということで時間のことは考えないで、皆さんは新幹線を使わないで仕事をしていたのか。

教職員課長 この特例規定を使い新幹線利用が認められるような形となっていたので、実態としては変わらないが、手続として承認行為が必要になってくるので、実態に合わせて簡素化をするものである。

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

#### 第4号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明：教育長)

「宮城県指定文化財の指定について」御説明申し上げます。

資料は、15ページから27ページまでとなる。

なお、私からは概要について御説明し、詳細については担当課長から説明させる。

まず、資料の16ページをお開き願いたい。有形文化財1件を文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき宮城県指定有形文化財(歴史資料)に指定するものである。

このことについては、宮城県文化財保護審議会に諮問し、去る平成20年3月19日に開催された宮城県文化財保護審議会において御審議いただき、資料17ページのとおり3月21日付けで大橋会長から「県指定に指定することが適当である」旨の答申をいただいているものである。

今回の指定を加えると、県指定有形文化財(歴史資料)は7件となり、県指定文化財の総数は232件となる。

概要については、以上のとおりである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(説明：文化財保護課長)

詳細について御説明申し上げます。

資料は16ページから27ページまでとなる。

指定候補は、「国絵図 正保年間奥州仙台領絵図」1軸である。

国絵図は、幕府が諸藩に命じて国ごとに製作させたもので、全国的な規模では慶長10年(1605年)、正保元年(1644年)、元禄10年(1697年)、天保6年(1835年)の4回作成の命が出されている。

本資料は正保年間、1644年から1648年に、幕府に保管されていた国絵図を元禄10年(1679年)に模写したものである。当時の仙台領は現在の宮城県全部と岩手県の南部及び福島県の一部に相当する。絵図の縮尺は1里6寸というものであり、2万1千6百分の1である。全体の大きさは縦8.37m、横5.17mで畳26枚分に相当する。その全体図が21ページである。その一部を抜粋したものが次のページから27ページまでとなっている。

本資料であるが、正保年間から半世紀後の元禄期に写したものであるが、正保期の仙台領内の様子を正式に伝えるものである。さらに仙台領内国絵図では最も古い内容を示す点は非常に重要である。また、体裁、記載事項、彩色にいたるまで原本を忠実に模写・再現した精度の高い絵図である。既に指定文化財として元禄及び天保の国絵図と並び仙台藩に関する地理、交通、産業等の情報を知るうえで非常に貴重な記録と言えるものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 いまの説明で大変素晴らしいものが残っていることが分かったが、これは新たに発掘されたものではないわけである。これが今日になって指定ということは何か特別な事情があるのか。

文化財保護課長 これについては、最近、図書館資料であるとか、いろいろと整理がなされており、このような歴史資料に注目が行っているところである。前回は歴史資料について御審議をいただいたところであるが、その一環であり、これが一番重要なものと思われ、最後を締めくくるものとして提出している。

佐々木委員 なぜこのようなことを伺ったかという、要するにこのようなものが実はまだ沢山あり、指定されているか、いないかで保存に対する対応の仕方がかなり違ってくると思う。そうすると、まだ指定されていないものが沢山残っているのだろうか少し心配したためである。もちろん新たに見つかったものを評価していくというのは良いことだと思うが、まだ沢山あるのであれば、できるだけ早くそういうことについて対応したほうが良いのかなと思いつた。これが最後ということで少し安心したが、ちょっと逆に寂しい思いもし、もう見つからないのかなあという気もした。まだ指定されずに心残りの状態であるものはあまり無いと考えてよいのか。

文化財保護課長 この物件については公共施設で保管されていたものである。そのような意味で最後と説明し、少し舌足らずな面もあったが、民間にあるという可能性

もある。そのような点については、まったく無いということは断言できないところである。なお、このところの物件については、県指定ということで、この絵図を見ていただくとお分かりいただけるが、宮城県全体を示しているものである。絵図というと仙台領内絵図の他に各地域の絵図やお城の絵図というものもある。これは一般的にも各市町村で指定されるのが一番望ましいと思っている。その意味で今回指定して注目をしていただき、各地の文化財についても注目していただければと考えて進めているところである。

山田委員 写しは転写図と清書絵図があるとあるが、この違いについてと、原本を元禄10年に写したものとあり、原本は現存していないのか、要するにこの年代の絵図というものはこれしか存在しないと解釈してよいのかの2点について伺いたい。

文化財保護課長 後段から御説明するが、本件については、正保の絵図は幕府で持っていたが、仙台藩には無かった。本絵図は幕府から写させてもらったものである。現在はこの宮城県の一点だけとなっており、幕府にあったものは残っていないということである。

転写図と清書絵図の違いであるが、通常、転写する場合に下図という意味合いのもので転写図というものがある。それをきちんと完成させたものが清書絵図となる。本件については、清書絵図の方であり、転写図の方は残念ながら残っていないということである。

佐々木委員 文化財の指定について少し伺いたい。以前に刀鍛冶をされている方に初火入れというのか、そのようなものを見た時に伺ったが、県の文化財指定を取るためには、町の指定や下部組織の指定を取っていないと県の指定には推薦されないということ伺った。そのような手続が県指定では必要なのかを伺いたい。

文化財保護課長 通常、そのような形で進めさせていただいている。ただし、場合によってはとても待てない、壊されてしまうという場合には、その限りではないとしているところである。

佐々木委員 何か、その時に思ったのは、大変申し訳ない考え方かもしれないが、例えば、そういう地域の目ではある意味光を感じられないというか、価値を十分に評価できないが、別な立場から見た時にもっと評価されてよいものというものもあるのではないかと、特に文化財というものに関してはあるのではないかとこの気がする。その地域の教育委員会で指定されていないものでも、県という高次な部分で新たな評価なり、光を与えるということがあってもよい気がした。将来の検討として、ぜひその地域で万が一気付かない、評価できなくても県という別な立場から評価できるような仕組みがあってもよいのではないかとこの気がする。検討をぜひお願いしたい。

委員長 大きさは畳26枚分とのことだが、何枚ぐらいに折りたたんで保存してい

るのか。

文化財保護課長 本来は折仕立ということで折ってたたんで保管しているものであるが、本件については1軸と申したとおり、その後の時代に軸装されているが、本来はたたんでいるものである。

委員長 そうすると大きな壁に壁掛けのようにして眺める仕組みとなっているのか。

文化財保護課長 そのとおりである。なお、そのレプリカについては仙台市博物館にあるので、ぜひ御覧願いたい。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

## 9 課長報告等

### (1) 高校普通科の通学区域に関する請願書について

(説明：教育企画室長)

「高校普通科の通学区域に関する請願書」で言われている点について、前回の委員会で、委員長から整理を指示されていたことについて御説明申し上げます。

まず、請願の理由の第1点目で言われている「学区撤廃で予想される事態や問題点に対して、十分に納得できる解決策が示されていない。」ことについてである。学区撤廃によって懸念される「志願者の仙台一極集中」、「学校間格差・序列化」をはじめ、「地方の高校の活力低下」、「不本意入学の増加」及び「遠距離通学・経済的負担」などの懸念事項については、平成19年1月24日に開催された第756回定例会から平成19年3月16日開催の第759回定例会までの4回の教育委員会で検討が行われた。

その結果、平成19年3月28日第760回臨時会において、各地域における魅力ある学校づくりの一層の推進、人事面での取組、十分な周知期間をおくことなどの施策を推進することにより、仙台への過度な集中をはじめとする懸念事項に対応できると判断し、学区の撤廃と併せて、「通学区域の全県一学区に伴う対応策」を示している。

また、請願の理由の第2点目の「県民意識調査における「学区を拡大」と「学区を撤廃」を一括りにした理由を明らかにし、改めてアンケートを実施すべきである。」という件についてである。高等学校入学者選抜審議会では、県民意識調査における「通学区域を今後どのようにしていくべきか」という問いに対する回答のうち、「学区を拡大」と「学区を撤廃」は、ともに学校選択の自由を拡大する方向での見直しを求める意見として整理したものである。

教育委員会では、当該審議会からの答申を踏まえ、生徒が自らの進路希望や学ぶ意欲に基づき、より主体的に学校を選択できるように制度を改正することが適当であると判断し、学区を撤廃し、全県一学区とすることを決定したものである。

なお、学区撤廃決定後、平成19年度から全県一学区に係る周知・広報に取り組み、また、今年度は県内5地区で中学生・保護者等との合同相談会を実施し、円滑な実施に向け懸念事項に対応することとしている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

委員 長 前回の委員会で、私が整理をお願いしたことについての回答であるが、私も、本日までに、県立高校の学区撤廃を決定する当委員会における審議の議事録等を改めて読み返してみた。当時から、今回指摘されている内容については、既に議論検討された上で、教育委員会としての結論が出されていることが推測された。ただ、今回のような請願が出てくる理由は、周知徹底を図ると言われていることがなかなか十分でないとか、あるいは、教育産業がこういう時にあおり立てて自分達の商売に活用しようとしたりしていることなどがあり、請願にあった懸念の部分があるのだろうかあとというふうには思った。私は教育委員会で決定した後、事情が大きく変わっているというふうには読めないで、今後とも周知徹底を図っていく必要があると思うが、片一方ではこれまでの時間の中ではよく分からなくてそれはおかしいというのが、今回の請願のベースになっているわけである。しかし、既に決定されている教育委員会での決議というものを今の時点で改めるとするのは、現場での混乱などが起きてしまうのではないかと考えている。しっかり周知徹底を図ったり、問題を起こさないような対策を講ずることを進めていく必要があるのではないかと考えたわけである。

(各委員に対して) 皆さんいかがか。何か意見があったらお願いしたい。

櫻井委員 教育企画室で各地域に出向いて周知とか、意見聴取というものを何回かやったと聞いているが、いかがか。

教育企画室長 教育企画室及び高校教育課で各種会議等に出向き説明会等を開催して説明している。

櫻井委員 その対象者は保護者も含めていたのか。

教育企画室長 各教育機関、各市町村、各学校も含めており、あと各学校からは各保護者に周知をお願いしている。例えば、リーフレットの配布状況を確認しているが、すべての学校でリーフレットを配布していただいている。

櫻井委員 それを行った結果、ここで聞いている私達よりも現場の近いところで教育企画室や高校教育課で接触して上がってきた声のようなもので、感じたものがあれば教えていただきたい。

教育企画室長 昨年から先ほど申し上げたとおり市町村の各教育委員会、あるいは、4月早々からは公私立の各中学校、各生徒、保護者に対して中学校単位での説明会等を実施している。いろいろな意見が出ているとは思いますが、一番言われているのは情報を随時提供していただきたいというのが、一番大きな意見だったと思う。

高校教育課長 当課としても教育企画室と一緒に説明会等を行ってきた。教育事務所の所長や中学校校長会等でも説明を行っており、その席上で出てきた心配という



ものは、全県一学区もさることながら、個別の学校の情報が少ないということである。それから、生徒・保護者が直接相談できるような場を設定して欲しいという声があった。昨年度の途中から、中学校の先生方に対して情報を提供するメールマガジンを発行した。さらに今年度は県内5地区で個別に中学生、そして保護者にそれぞれの高校が直接相談に応じることができるような相談会を実施するというところで準備をしているところである。

小野寺委員 通学区域に関する請願については、前回も出ている。議事録にも記載されているが、前回と同じような部分もあると思うが、短くまとめてみると、一つ目は1年経った時の状況がどう変わってきているか、大きな変化があるかということ。それから、二つ目は去年の4月から全県一学区に向けた取組が開始されている。今年もさらに予算化がなされ行われようとしていること。それから、三点目は先ほど委員長も発言されたが、仮に一時停止した時に混乱しないかということである。その点は前回も申し上げた。だから懸念されることとか、あるいは陳情されたことで心配されることは確かにあると思う。それが、なかなか予測がつかない面もあるので、そうした心配されていることに対してこれからの施策の中で対応していくことが大事だと思っている。

それで、いま広報の問題について、去年1年やってどういう問題が出ているということで、まとめたものを私も見たが、もう少し踏み込んで、表面的なパンフでなく生徒や保護者が思っている疑問にもう少し踏み込んで答えるパンフであって欲しいと思う。

佐々木委員 今回の進め方に関してであるが、二つ心配するところがあると思う。もちろん子ども達と父兄の方、御家族の方がどうなるのかなという心配があると思う。もう一つは、やはり学校の先生方が指導面で、どうやったらよいのかとか、子ども達の進路の選択をどんなふうな基準で、こういうところで良いのではないのかとか、具体的に指導していかないといけないと思う。そういう指導面での心配もあると思う。もちろん、こうなるというパンフレットはよいが、その相談窓口を、例えば、子どもとか、父兄も相談できる相談窓口も必要であるが、現場で直接指導する中学校の先生方の相談窓口というか、相談の受け皿もあってもよいのかなあと感ずる。多分相談されても先生自体が、新しい制度が始まるので、どう対応したらよいのか、その対応も県教委でも難しいと思うが、一緒に考えていこうという姿勢が必要だと思うので、具体的にどんな問題が上がってきているのかとか、指導上どんな心配があるのかを聞くシステムがあってもよい気がする。

高校教育課長 先ほど県内5地区で合同相談会を今年7月から9月にかけて実施すると報告したが、その際に高校教育課からも担当者が出向いて、そのような先生からの相談に応じられるように体制を整えてまいりたいと考えている。それから、先ほど申し上げた中学校の教員に対するメールマガジンということで、

こちらからも高校に関する情報をメールとして送り、疑問点があれば、そのメールの中で質問をこちらに寄せていただくことも可能としている。その辺の周知・広報もさらに図ってまいりたいと考えている。

山田委員

私も地方に住んでいるが、いまだに全県一学区に対して不安に思っている父兄の方がかなりいると肌で感じる部分がある。やはり先ほどらい発言があるとおり学校の行事なり、合同による説明会なりで、そういったところに出てくる親はよいが、そこに出て来ない親にどうやって伝えられるかという部分が非常に大事になると思う。

それで何をすべきかということであるが、非常に徹底するのは難しいところもあるとは思うが、先ほど小野寺委員も発言したとおりもう一步踏み込んだアピールの仕方というものも必要ではないかと肌で感じているので、ぜひこれまで以上にアピールできるような文書なり、説明文なり、説明会なりをぜひ今後企画していただき、なお一層理解を深めるような努力をしていただきたいと思う。

櫻井委員

いま生きるので精一杯という親もいる。そういった中で学校の行事にも出られない、それから相談会があっても出られない親に対して相談ホットラインを開くとか、それから、先生方のメールマガジンというのがあったが、いまインターネットを使っているお宅がほとんどであるので、親からの相談もそのようにメールで答えられるようなシステムをつくっていただくと、やはり請願が出るということは、まだ不安が一杯あるということなので、それを覆すのではなく、請願が出なくなるくらいまで決めたことをしっかりと細かなところまで、先ほどらい出ているようにすることが委員会の責任だと思うがどうか。

高校教育課長

昨年の4月から5月にかけてリーフレットを作成して現在の中学校2年生全員に配っている。今年も新しく中学校1年生になる生徒全員に、リーフレットを配る予定でいま準備を進めている。併せて、ポスターも各所に掲示して周知を図りたいと思うが、そのポスター・リーフレットの中に、相談できるインターネットのアドレス等を掲載して、学校のパソコン、あるいは家庭のパソコン等からアクセスできるように、去年は漢字で高校教育課で検索のアドレスを挙げていたが、もう少し詳しく、この辺も示しておきたいと思う。なお、各種のメディアにもできるだけ協力をいただき、周知・広報を徹底してまいりたいと考える。

委員長

総括すると教育委員会で以前に決定した通学区域の問題については、それを改めていま見直すということはないにして、恐らく皆さんの不安、請願等の背景になっている不安のようなものを解消するために、受験生の立場、あるいは保護者の立場や指導する先生方の立場をわきまえたしっかりした周知、それから、それぞれの学校がどういう魅力ある学校であるかを自ら公開

していくというか、そうした工夫を、そして、生徒が適切に自分の進路を探していけるという方法に一段と力を入れて活動していただき、ここに上げられてきているような不安ができるだけ解消するように努力をしていただきたいということでもとめたいと思うが、いかがか。

各委員 了承

委員長 教育委員会としては、決定方針に基づいた取り組みになお努めていくこととしたいと思う。

## (2) 平成20年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について

(説明：特別支援教育室長)

「平成20年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について」御説明申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。

まず、上の方の表の、盲学校、ろう学校、船岡養護学校、西多賀養護学校、山元養護学校(病弱クラス)の5校の高等部については、第一次受検者42人のうち40人が合格している。不合格は2人とも山元養護学校受検者である。この2人は、中学部の過年度卒業者である。なお、盲学校、ろう学校、船岡養護学校は、二次募集を行ったところ、出願者はありませんでした。

次に、表の中程、知的障害の特別支援学校高等部について御説明申し上げます。

第一次では合格者233人であるが、岩沼高等学園と小牛田高等学園は募集定員を超える出願者があり、両校で合わせて38人の不合格者が出ている。そのうち、32人が県立特別支援学校第二次募集に出願し、いずれも合格している。

残り6人は、県立高等学校二次募集に2人が合格、宮城障害者職業能力開発校に2人が合格、その他の2人は私立高等学校に合格している。

なお、第一次合格者のうち、古川養護学校から2人の入学辞退者が出たが、この2人についても、いずれも私立高等学校に合格している。

専攻科については、資料の下の表を御覧願いたい。第一次、第二次選考で、盲学校、ろう学校に合わせて8人が合格している。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

小野寺委員 特別支援学校の入試結果の報告であり、実態はこうであると思う。ただ、問題点があったかどうかについての説明が無かったので、2点申し上げたいことがある。普通高校の全日制等については協議する機会が結構あるが、特別支援学校については案外話題になることが、私は少ない気がする。いろいろな現場の努力があると思う。例えば、本当に養護学校が知的障害だけが対象となっているのか、そのような障害種の問題とか、あるいは現在の配置で間に合うのかどうか、例えば、分校とか、分教室みたいなものが必要なのかど

うか、あるいは施設・設備の面であるとか、プレハブを建てるという話も聞いている。あるいは卒業後の進路とか、そういった問題もあるのかなと思っている。現場でも悩みがあるようなことも聞いている。我々も機会があればそういうところを訪問して話を聞く必要があると思う。これが一つである。

それと関連して言うと特別支援教育についてである。去年から完全実施されている。特別支援教育の元年みたいな話もあるが、実際に現場ではいろんな戸惑いがある。補助教員のことも含めて。先日見た教職員課の研修マスタープランの中に教員全員を対象に特別支援教育の研修するみたいな文言があった。その辺りだと思う。その2点である。私の言いたいことは、特別支援学校とか、特別支援教育について取り上げ、論議していくことが必要かなということである。

委員長 本報告は実態的にどうだったかということであったが、それがどういう課題・問題を背景に背負っているのかという説明をして、この場でもう少ししっかりとその在り方等について議論をすべきではないかという御意見であったわけであるが、私も同じように感じる。次回の説明のような時にそういうことを試みていただくとありがたい。

### (3) 平成20年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について

(説明：高校教育課長)

「平成20年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について」御報告申し上げます。

資料は別冊となる。

資料の1ページを御覧願いたい。

まず、「1 総括」について御報告させていただく。

平成20年度の募集定員は、全日制課程で16,120人、定時制課程で1,000人であった。

併設型中学校から併設型高校への入学者、推薦入試、志津川高校での連携型入試、一般入試、及び第二次募集を合わせた全合格者数は、全日制課程で15,710人、収容定員に対する充足率は97.5%で、昨年度より0.7ポイント上昇、定時制課程では667人、充足率は66.7%で6.6ポイント上昇した。

全日制・定時制ともに充足率では前年度の値を上回るものとなった。特に、定時制では、募集定員が大きく増加したにもかかわらず、充足率も上昇し、新たに設置した田尻さくら高校への期待も伺える。

2ページの「2 学科別出願者数・合格者数等」及び「3 学区別出願者数・合格者数等(全日制課程)」についてであるが、これらについては、前回の教育委員会までに報告しているものであるが、(1)全日制課程の中で「中高一貫教育進学者数」の欄の普通科180人については、古川黎明中から高への進学者77人と南三陸町内の中学校から志津川高校への進学者103人を合わせたものである。(2)は定時制課程になる。

3の学区別の結果については、全日制課程のみの人数となっている。

次に、「4 3%枠の適用に関する結果」であるが、(1)の「総括」については、平成20年度入学者選抜における、他地区から入学できる3%枠の設定人数は287人で、これに対して、推薦入試では合格者数が87人、一般入試では合格者が29人で、推薦、一般を合わせると116人が合格している。3%枠全体に占める合格者の割合は、40.4%であった。19年度と比較すると7.5ポイント上昇しており、地区を越えて入学した生徒が、昨年よりも多くなっている。

(2)の「3%枠が充足された学校」については、表に記載した10校であった。

続いて、資料3ページの「5 学力検査の結果(5教科受検者について)」である。

まず、全日制・各教科の受検者全員の平均点であるが、各教科の平均点については、今回すべての教科で、上昇した。

数学と英語については、問題の一部を選択問題としており、基礎基本を中心とした選択問題Aと、思考・判断・表現力を重視した選択問題Bのいずれかを学校が選択して実施している。どちらの教科も、Bを含む問題の平均点が高い状況となっている。

次に、受検者の5教科総点の平均についてである。

県全体をまとめて、選択のA・Bを合わせて単純平均したものを、総点平均として記載している。全日制で278.6点、定時制で143.0点となった。昨年との比較で、全日制では、47.1点、定時制では32.0点上昇している。

教科により平均点の上昇幅には差がみられるが、各教科とも基礎基本を問う問題と思考力を問う問題のバランスを考慮して出題しており、受検者の学力状況を反映した結果になっているものと考えている。

今後さらに各教科の結果について分析を進め、7月には改めて御報告したいと考えている。

次に、「6 学校選択問題の選択状況」についてであるが、数学は大問5問のうち1問、英語は大問4問のうち1問が学校選択問題となっており、選択した生徒数については、表のとおりである。数学、英語ともA問題の受検者数がB問題の受検者数を上回った。いずれも受検者のおよそ3分の2がA問題、3分の1がB問題を受検している。

定時制では、すべての学校がA問題を選択している。

学校別の選択状況については、資料の4ページ以降の数学と英語の「学校選択問題選択一覧(学科ごと)」を御覧願いたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 高校入試の在り方というのは、これからの教育や生徒にあたえる影響が大きいので改善できるところはどんどん改善していかないといけないと思う。それでいくつか伺いたい。

最初に、現在の生徒は学力検査の結果が出ているが、入学者のだいたい三分の一が推薦入学で入ってきている。この学力検査を受けた生徒は、残りの

三分の二である。しかもどちらかというとな推薦で入学する生徒の学力が高い傾向にあるのかなあと思う。そういう中で入試問題の難易度についてであるが、課長説明の中で基礎基本を問うバランスの良い問題にしたということは、教科書の中をマスターして十分に対応できることが私は基本だと思う。それで、こういう言い方はまずいかも知れないが、去年から見ると点数が上がっている。良いことだと思うが、一方で、易しくても学力低下を招くのではないかという見方もある。その辺りについて、生徒を具体的に想像しながらやっていけないといけないが、本県の学力検査の考え方やレベルというのはどうなのか伺いたい。

高校教育課長 学力検査については、一般入試の選抜の資料として使うことが最大の目的になっている。従って、小野寺委員発言の中学校の3年間の学習状況をできるだけ的確に反映できるような問題であるべきだと考えている。そういった面で基礎基本の部分と思考力の部分をバランスを取って出題するというところに努めている。結果的に今回、270点を超える平均点となったが、選抜の資料としては有効に活用できたのではないかと考えている。ただ、この学力検査はあくまでも入学者選抜のための資料であるので、その学力レベルそのものがどうかとなると、これはまたいろいろ別な指標も使って評価すべきものと考えているところである。

小野寺委員 難易度的に見て、例えば、問題というのは易しくなっているのか。その辺は難しいか。

高校教育課長 難易度についての御質問であるが、こちらとしては中学校の3年間で学習した内容が反映できるような問題ということで、指導要領に沿った問題を作成しているところである。その結果として270点を超えたということについては、それなりに中学校の学習がある程度定着をしているのではないかと考えているところである。問題自体が易しくなったかどうかということについては、易しい問題も確かにあったかもしれないが、十分考えないと解けない問題もあったと考えている。

小野寺委員 難問が少なくなっているのは分かる。

それで、推薦入試のことである。学区制の議論の中でも触れたと思うが、推薦入試というのは長所もあれば、短所もある。賛否の見方がある。個人的には、普通科と専門高校、あるいは専門学科と同じように考えてよいと思う。先ほど三分の一と言ったが、中には六割ぐらいのところもある。これについて高校側の意見は分からないが、中学校側からは、特に地方の中学校側からは改善を求める意見が出ていると思う。この制度は平成6年から始まっているわけである。そうすると狙いどおりの制度になっているのかどうか、その辺りの検証することが必要と考えるが、いかがか。

併せて、先ほど学区制の請願の話があり、全県一学区に向けていま取組が

なされているが、入試の制度を推薦も含めて現在の制度でやるのか、あるいは改善点があるのか、そういう意味でできるだけ早く情報を出していき、適切な対応をする必要あると思っている。推薦に関して以上の2点について伺いたい。

高校教育課長 推薦については、いま委員から御指摘があったとおりメリット・デメリットがそれぞれあると認識している。そういった面で入試制度全体の改善について議論をしていかなければならない時期であると考えている。ただ、一方で、全県一学区について平成22年の春に入試を行うこととなり、この受験をする生徒達が新しい制度で受験をするということとなると、これはこれで大きな混乱を来すというふうに考えている。従って、現時点で22年度の入試については、現行の制度のままで実施したいと考えている。

小野寺委員 推薦のメリット・デメリットがあると思う。その辺はやはりどこかで議論しないといけないと思う。例えば、入学者選抜審議会の場であるとかでやって欲しいと思う。仮に推薦についてどうなるか分からないが、それを22年度までに決めておかないとまずいと思う。推薦制度の在り方を考えなければいけない時期になってきていると思う。

もう一つ伺いたい。募集定員の話である。先ほど充足率という話があったが、これは募集定員分の入学者数だと思う。学区制の論議の中で基本的にはその地区の卒業生徒に見合う定員を確保しているという話があったと思う。これを見ても、前の資料を見ても中部南とか、中部北の高校は高倍率になっている。他方で定員割れのところも見られる。こういう辺りをどう考えていったらよいかである。大きな問題で申し訳ないがいかがか。

高校教育課長 この募集定員の問題については、中学校を卒業する生徒の数、そして社会的な要因という部分も加味しながら、卒業生数に見合った募集定員を設定しているところである。ただ、仙台地区、あるいは大崎地区等では私立の高校もある。特に仙台地区に関しては、私立と公立の両方を受けるという現状もあり、その公立・私立の割合も加味した形で設定をしているという状況がある。そういった状況があるということで、結果的に仙台地区の倍率が他地区に比べて高い状況になっていることも一つあると認識している。いずれにしても過度な競争にならないような形で定員の設定をしてみたいと考えている。

小野寺委員 確認するが、仙台地区を見た場合に公立の募集定員と中学校の卒業生徒の志願する数というのが、他の地区から見れば狭いという現実なのではないか。それがあると思う。

高校教育課長 仙台地区における県立高校と私立高校の関係もあり、全中学校の卒業生に見合った数をそのまま県立高校の学級数として確保するという形とはなっていない。それが結果的に仙台地区の倍率を高くしているという部分があるろう

かと思っている。

小野寺委員 この場でいろいろとやっても仕方がないので、その辺りについて考えていけないといけないと思う。私立の存在というのは、役割として非常に大きいので、公立の募集定員だけで全部まかなうということになるとまた別な問題も出る気がするので、その辺りについてもどこかで意見交換をしないといけないと思う。

委員長 今日の報告事項の中での議論ではなく、もう少し抜本的な意見交換を委員会の中でやっていくというようなことで、それにはしかるべきデータが必要になってくると思うし、それから、先ほどの話の中にあつたような推薦入学のようなものが、どういう目的と結果になっているのかという辺りは、調べてみないとなかなかはっきりとしたことは言えない。であるから、ある時期にしっかりと調査をするような企画を少し長い目線で作っていただき、そうしたことをやりながら議論をしていく、それから、それがどれくらいの時点が良いのかということは、また高校教育課なり、あるいは小野寺委員などから意見を伺いながら具体的に決めていきたいと思う。よろしく願いしたい。

#### (4) 平成19年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について

(説明：スポーツ健康課長)

「平成19年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について」の概要を御説明申し上げます。配布している概要版の資料を御覧願いたい。

この調査は、昭和39年度から毎年実施してきているもので、平成19年度の調査結果は、平成19年5月から10月中旬にかけて公立の小・中・高等学校で実施した児童生徒の体力・運動能力調査結果を集計・分析したものである。

調査を行った種目は、参考として載せている「握力」「上体起こし」「反復横跳び」「ソフトボール投げ」など、小学生は8種目、中高生は、「持久力」か「シャトルラン」の選択となり9種目となっている。

「4 調査結果の概要」における昨年度との比較であるが、小学校、中学校及び高等学校のそれぞれ男女全部で204項目の調査データがある。平成19年度は平成18年度の記録を上回る項目が109項目あつたが、平成18年度と平成17年度の比較における47項目を大きく上回っている。

平成18年度から調査方法を全員調査と変更しており、単純な比較はできないし、次年度以降の状況も見ていく必要はあるが、前年度よりも上回る項目数が増えており、体力向上の兆しを感じられる。

なお、昨年度から体力・運動能力調査記録カードを全児童生徒に配布しており、自分の前年度データを少しでも上回ろうといった意識が働いたことで、記録向上につながったのではないかと考えている。



次に、宮城県平均値と前年度全国平均値との比較であるが、依然として多くの項目で全国平均値を下回っており、特に「20mシャトルラン、持久走、50m走、立ち幅跳び」の記録が低迷している。

さらに、3番目に宮城県平均値の年次推移を見ると、1980年代半ばから低下傾向を示していた子ども達の体力は2000年以降下げ止まりの傾向が見られ、平成10年度以降の新体力テスト実施以降では、「上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン」などの種目では、やや上昇傾向を示すものもでてきている。御存知のとおり、文部科学省は、今年度から小5及び中2の全員を対象として全国体力テストの実施を発表している。体力の向上は本県のみ課題ではなく、全国的な課題でもある。学力の向上はもちろんのこと、体力の向上も緊急課題であると認識している。

以上が宮城県の児童生徒の体力・運動能力調査結果の概要であるが、児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、現在、県教育委員会の重点事業として「みやぎの子ども達の体力・運動能力充実プロジェクト事業」を展開しているところである。今年度は特に小学生を対象とした音楽に合わせた様々な動きを取り入れた「元気アップエクササイズ」を制作・配布する予定である。体育の準備運動、業間体育等で活用を図りたいと考えている。なお、今後とも継続した取り組みを行い、子ども達が健康で明るく活力に満ちた生活が送れるよう努めてまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 前にも意見として申し上げたが、宮城の子ども達は学力も低く、肥満が多く、それから体力もいま伺ったように良くない。これには詳細な分析が必要だと思う。やはり一貫していると思う。結局、ここから生活習慣病ということ、いま言われている大人のメタボリックシンドロームとなる。小中学生のうちから分析し、何が原因なのかというところをしっかりと分析した上で対策をねらないと、じゃエクササイズをしましょうでは解決できる問題ではないと思っている。昭和39年からこういうことをやっているわけなので、他の県で、例えば、数年前は体力が落ちていたのに、近年非常に良くなったところを参考にして分析するだとか、それから、変な提案に聞こえるかもしれないが、食後の歯磨きができる環境をつくれれば、体力・学力・生活習慣というのがかなり上がるのに学校現場ではなかなか子ども達の歯磨きができる環境が整っていない、そういうような一見関係ないようなところから始めないと、根本から始めないとなかなかこれは、一日や二日でエクササイズしたのでは改善しない大きな問題だと思っている。それで質問としては、どの辺を特に分析しているのかと小中学校の学校医は自分達が診ている子ども達の体力が落ちていることに意見を述べる機会があると思うが、どういう声が出ているのかを教えてください。

入ホ°-ツ健康課長 委員御指摘のとおり体育の授業だけでとは考えていない。特に肥満の出現

率が本県は多く、各学年で全国順位が一桁台ということがあるので、食育も含めて今年度は、学校保健でも、東北大会が本県で開催されるが、そのテーマがやはり幼・小学生を対象としたメタボリックをどう防ぐかというテーマを掲げて様々な点から体育の授業だけでなく、様々な点から迫っていこうというふうな取組を考えている。なお、最初に係わらなければいけないのは、学校体育があるので、その中で少しでも前向きな取組を進めていかないといけないと考えている。

また、学校医との件についてであるが、まだこちらで把握していないので、次回報告できるように情報収集をしたいと思う。

櫻井委員

生活習慣病を主に指導している内科医として提案したいと思うが、体力でも学力でも基本になるのは、生活習慣である。毎日、自然に行われていることの見直しということが学校教育でもとても大事なことだと思う。もちろん、親に働きかけて家庭でやってもらうものもあるが、親はいろいろな人が多く、それで親はなかなか変わってくれない。であるから、せめて学校の現場で、なかなか経済的な問題もあって直ぐにはできないことはあると思うが、些細なことで結構なので、いまの食育も含めて、食べる姿勢や歯磨きであるとか、大きな声を出すとか、そんなことからでもよいと思う。些細なことからも良いので、やれることはすべてやるような方針でいかないと宮城県の子供達は将来みんな病気になってしまうので、よろしく願いたい。

佐々木委員

いま全般的なことからということであったが、私は特にスポーツに限ってぜひお願いしたいことがある。最近の教育の現場はみんなそうだと思うが、競争原理を無くし、みんな平等、強い子、弱い子があってはいけない、勝つ子、負ける子がないようにという教育をしているのかなという印象を持っている。でも、スポーツという場面はやはり競ってよい場所だと思う。速い子、遅い子、投げられる子等、唯一人の限界を出し切って競ってよい場所だと思う。体育の場面でさえも競争原理を無くしているのではないかとずっと前から思っていた。例えば、運動会等に行っても徒競走でその順番を付けるということをしてしないで、ひどい時には手を繋いでゴールするようなことを容認するような運動会がまかりとおっている。そして、種目の中にもみんな仲良く手を繋いでお遊戯的な種目ばかりで、こういうふうな形で体育、スポーツが行われていたらやはり他の県とか、がんばっていこうという人達に、一部の特殊教育をしている人達に勝てるわけがないと思う。やはり体力の衰え、気力の衰え、そして持久力の無さはがんばる力の衰えではないかと思う。この間の教育委員会でも話が出たが、どこかがんばったり、どこかで競わなければ競争力を養うことができなくなってしまうので、最低スポーツの場所で競争原理を無くさないで欲しいというのがお願いである。やはり体育というフェアな部分でうんとがんばらせて、うんと競わせて体力を付けていただき、

競争力を付けていただきたというふうに思う。他のところで言えないのであれば、スポーツ健康課でぜひお願いしたい。持久力も無い、体力も無いということであれば他のことでも競っていけないというふうに思う。よろしくお願いしたい。

委員長 何かを成し遂げていく楽しさだとか、そういうのを子ども達に分かってもらうことがとても重要だと思う。体力として問題もあると思うが、もっと幅広く働きかけていただき、元気な次世代の担い手を育てる工夫をする必要があると思う。

### (5) 請願の取扱いについて

(説明：総務課長)

3月の委員会において委員長から御指示のあった請願に関する教育委員会におけるルール化について、事務局の考え方がまとまったので御報告申し上げます。

教育委員会に寄せられる請願については、今後、所管外の事務など明らかに報告する必要がないものを除き原則委員会に対してその概要を教育長が報告し、委員の皆様から質疑応答等を行っていただきたいと思います。報告に当たっては、請願に対する事務局の考え方を説明し、特段の御異議がなければ、報告を以って委員会での処理は終了し、事務局から請願者に対して教育庁としての考え方を回答したいと思う。

また、案件によっては委員の皆様の御意見により、採択について協議すべき案件と判断された場合、次回開催の委員会において議事案件とし、採択・不採択を決することとしたいと思う。

本取扱いについては、平成20年度受付分から対応することとするが、昨年度受理した4件についても文書回答を行うこととしたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

小野寺委員 よく把握できなかったが、請願があったならば、この場にその内容を出し、そして我々が意見を述べる。そして、それを基に教育長が請願者、あるいは団体に伝えるということか。それと、採択についても、この場で委員会規則に従って行うということか。

総務課長 採択すべき案件については、議案として次回以降の委員会で審議していただくということである。

全ての請願案件について報告という形で皆様に内容について御説明し、把握いただき、御意見をいただくということと考えている。

委員長 規則を読むと何となく分かりにくい部分があって、よく理解できない部分があるが、採択を行うことという書き方が、採択をするかしないかを含めた議論なのか、採択をすると決心してから議論をするのかというふうに分かれていたが、いまの説明だと、まず内容を説明し、どのように扱うかを

この場で決するということである。この場で議論になり、事務局の案が出て来て、その事務局の考え方に従っても良ければそこで決めてしまい。もう少し、いわゆる採択という方向に持っていく必要があるという議論になった場合には、回をもう一回改めて、そこで再度審議をするという説明であろう。もう一つは、従来はどうなっていたのか詳しく分からないが、文書にて必ず請願者に対しては答えを返すというやり方をする。このように決まるだけでも随分違う気がする。いかがか。

小野寺委員 規則をどう読み取ったらよいのか、私も法的なことはよく分からないので、考えたところはあった。やはり、大事なことは、要するに教育行政に対する県民の要望や意見を聞いていく姿勢が基本だと思う。このことについては、我々も努めないといけないことだと思っており、それが基本だと思う。それで、請願ばかりでなく、例えば、事務局に寄せられた要望とか、意見とかがあるかと思う。必要なものは、いままであまり無かったが、紹介なりをしていただくことも大事だと思う。県民の皆さんの意向や要望というものをなかなか把握できないし、情報も入ってこないところがある。もしそういうものがあれば請願にかかわらず、紹介していただければと思う。要するに教育行政が、透明度が高い、開かれていることだと思う。

委員長 基本はそういうところにある。であるから、いまの説明の中で若干気になるところがあるとすれば、説明いただいた時に即座に我々がものごとを判断して決断できるかどうか、数日置いて検討しないとなかなか答えが見つからないということもあるかもしれない。であるから、そのようなテーマについては、この委員会の何日か前までにこのような話があるというのを伝えていただく、我々も勉強できる時間が持てる気がする。

総務課長 委員長御発言のとおり項目が多い等という場合、一度にはあまりにもというものもあるかと思うので、そういった場合にはあらかじめその内容について御覧いただくような、例えば、郵送して事前に御覧いただくという形を取り、報告の段階では、その要望項目の概要についてのまとめになるかもしれないが、御説明を行い、御意見をいただくという形を取りたいと思う。

佐々木委員 いまの手順の方式の中で、もしかして聞き落としたのかもしれないが、私達のいろいろな意見を基にして教育長から請願された方々に文書で返事するというふうな手続を伺ったが、その文書は次の教育委員会とか、あるいは文書で返事する前に一度こういう形になったとか、なりますとかという形で私達にフィードバックする必要があると思う。議論したものが具体的にどういう形で請願された方々に渡っているのかということが、あるいはどういう形でまとめられたのかを見る機会が無いとちょっとまずいのかと思う。聞き逃したのかもしれないが、その辺についてはどうか。

総務課長 その辺については、お任せいただくと言うか、採択以外についての委任と

ということで、事務委任規則がなっているのです、遑って申し上げると、文書で回答するところまでは、あまり義務付けられているものでもないが、それについても確かに請願を受理し、皆様にすべて報告し、御意見をいただいたということ踏まえた形で、後の処理については、お任せいただきたいということでは考えていた。

佐々木委員 その辺の仕組みはここで議論すべきことかどうかは難しい問題があると思う。その議論した後の返事についてお任せするというのであれば、請願そのものに対する対応を任せると同じ意味ではないかと思う。つまり、ここで議論されたことがどのように反映されて、どのように返事をされたということが分からない状態であれば、はっきり言えばただ言っているだけで、時間の無駄と言っては大変失礼であるが、そういう形となる。その辺の手続をもう一度検討いただいた方が良いと思う。ここで決めてしまうのは、もしかして手続き上のいろいろな問題があるかもしれないが、いまの返事のとおりだとすれば、やはりちょっと何となく、ここで議論するのはあまり意味が無いという気がする。その辺は当然であろう。だってここで議論したことを基にして、それを返事するという、その返事がこちらにフィードバックされないのでは、ちょっとおかしなことのよう思うので、もう一度検討いただきたい。

教 育 長 この御意見をお伺いするという事は、当然ながら各委員の考え方を最大限踏まえた上で、私どもで消化して請願者に回答するという前提での話であった。そう言った意味で議論した後の回答は事務局サイドで処理したいという考え方ではあるが、いまこの場で、それでは足りない、きちんとフィードバックすべきだということで各委員がそうお考えであれば、何等かの形でその後フィードバックするという事は考えたいと思う。

佐々木委員 自然のことだと思う。ここで話されたことをまとめてこうなった、教育委員会としてはこういう形で返事したというのは、どのような返事がされたというのは自然な形だと思う。だから、少しおかしいと思う。自然な形で、こういうふうに返事したというのが報告されないというのは、何か不自然に感じてしまう。

委 員 長 教育委員会に対して請願が出てきたものに対して、教育委員会で議論して、その回答について教育委員会があとは見ないで、議論だけしてしまったというのはおかしいという指摘は、自分も納得できる話だと思うので、何等かの形で教育委員会にもう一度反映させていただくということによいと思う。ただ、教育庁内部で処理したいという基本的な理由はどこにあるのか。その辺を教えていただきたい。

佐々木委員 その議論をここでするのはいかがかと思う。もう少しつめていただいた方が良いと思う。

委員長： 本日は，主旨を説明いただいたので，そのような意見があったと引き取っていただき，もう少し検討いただきたい。

**10 次期教育委員会の日程について**

平成20年5月16日（金）午後2時から

**11 閉会** 午後3時50分

平成20年5月16日

署名委員

署名委員